

令和7年度 斜面の点検者に対する安全教育の開催ご案内

URL : <http://www.kensaibou-yamagata.jp> (各講習計画の詳細を掲載中)

山形労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会山形県支部
登録番号：T5010405001851
TEL 山形県支部：023-642-3033
技能安全センター：0237-83-2211

土砂崩壊による労働災害は、溝掘削時の溝崩壊、斜面の切り取り工事中の斜面崩壊によるものがほとんどを占めている状況にあります。

斜面崩壊による労働災害の防止を図るには、点検により地山の状況を的確に把握すること及び工事関係者が点検結果に基づいた斜面崩壊の危険性に関する情報を共有することが必要不可欠であります。

厚生労働省では、この度「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」(基安安発 0629 第2号)を策定し、地山の掘削にかかる作業箇所の調査・地山の点検の適切な実施方法、施工者が発注者および設計者と協力して斜面崩壊の危険性に関する情報を共有するために実施することが望ましい方法及びそれらの留意点をまとめました。

さらに、ガイドラインに基づき斜面崩壊による労働災害防止対策を推進するためには、斜面の点検者による適切な点検がなされ、発注者・設計者及び施工者間で情報が適切に共有されることが重要なことから、「斜面の点検者に対する安全教育実施要領」(基安安発 0629 第6号)を策定し、点検者として指名される者に対して必要な知識を付与することとしております。

当支部では、安全教育実施要領に基づき、下記により実施いたしますので、是非この機会に多数受講されますようご案内いたします。

1 講習日時

日 程	講習会場
令和7年 5月 27日 (火) 8:20~13:00	「建設業技能安全センター」 寒河江市大字白岩字久保川原1660 TEL : 0237-83-2211

2 受講対象者

- (1) 設計者 ・斜面の設計に従事する者
- (2) 施工者 ・元方事業者となる総合工事業者の現場担当者又は現場所長等
・関係請負人等となる専門工事業者の職長、作業主任者又は監視担当者等
- (3) その他 ・斜面の点検を行う調査者

3 教育の内容

- ① 斜面掘削工事での労働災害発生状況等 0.5時間
- ② 斜面崩壊の危険性に係る情報の共有による労働災害の防止 0.5時間
- ③ 点検表の使い方及び解説並びに点検表等への記載例 1.5時間
- ④ 点検結果に基づく措置 1時間
- ⑤ 関係法令 0.5時間

4 受講料 (受講料・教材費には、消費税含む。)

区 分	一 般	建災防会員 (会員には受講料2,000円補助)
受講料・教材費	受講料 7,200円 教材費 2,365円	受講料 5,200円 教材費 2,365円
	合 計 9,565円	合 計 7,565円

5 受講申込先. 手続き

(イ) 受講手続き

- ① 受講申込書兼受講票：ホームページからダウンロード可

(注1) 上記①を予め申込先に郵送 (提出) して下さい。
(注2) 定員(100名)になり次第締切りとなります。お早めに申込書を提出して下さい。

(ロ) 受講料の納入

- ① 前納制となります。下記口座に期日までに納入して下さい。
(土、日、祝日を除く講習日の5日前まで納入すること)
- ② 振込手数料はご負担願います。
- ③ 「領収書」は講習当日にお渡しいたします。事前に必要な方はご連絡下さい。

(ハ) 申込み・お問い合わせ先

〒990-0505 寒河江市大字白岩字久保川原1660
建設業技能安全センター・セーフティプラザ山形 TEL: 0237 (83) 2211 FAX: 0237 (83) 2212

- ① 山形銀行 県庁支店 普通No. 0189758
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部
- ② きらやか銀行 山形東支店 普通No. 0063838
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部

※ 申込書を提出後、上記2行のいずれかにお振込み下さい。

6 修了証 所定の科目を受講した者に講習終了後、即日交付となります。

【統合修了証】 ※令和2年1月より運用開始

- 講習修了後、建災防山形県支部で管理するデータを基に「安全衛生教育 統合修了証」を発行します。
- 建災防山形県支部発行の「安全衛生教育修了証」をお持ちの方は、講習当日に回収しますので、ご持参下さい。
※滅失により当日持参できない方で、後日修了証を発見した場合、自らハサミを入れて破棄して下さい。
※発行済みの修了証を保管希望の方は、ご自身で修了証に穴を開ければ提出不要です。

7 その他

- ① 受講日当日、本人確認のため「運転免許証・健康保険証・住民票」のいずれかを持参してください。
身分証を忘れると、受講できません。
- ② 遅刻した場合は受講できません。
- ③ 受講料納入後、学科講習日の5日前(土、日、祝日を除く)までに受講取り消しの連絡があれば受講料等の返金に応じますが、それ以降は如何なる理由でも受講料等の返金には応じられません。

建災防山形県支部 または
建設業技能安全センター

検索 